



2022
春号

ミライオ通信

代表あいさつ

人材育成

新型コロナウイルス対策のための「まん延防止等重点措置」が、すべての都道府県において約2か月半振りによやく解除されました。ちょうどお花見の時期とも重なり、久しぶりに外出し、満開の桜を堪能された方も多いのではないでしょうか。

しかし、一方で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は続いており、子供を含む多数の民間人が犠牲になっているニュースを聞くにつれて、1日も早い戦争終結を心より願うばかりです。

4月1日から当事務所に1名の新入社員を迎えることになりました。当分の間は、所内で研修の日々となりますが、先輩職員と一緒にお客様のところにお伺いすることもあるかと思しますので、その際はどうぞよろしくお願い致します。

「組織は戦略に従う」とは、ピーター・F.ドラッカーの言葉ですが、「組織」とは“人”であって、「人の仕事ぶりこそが組織構造の目的であり、その良否の判定基準である」とも言っています。人材の育成はどの会社にあっても重要な課題です。経営計画の構成要素として組み込まれ、計画的かつ継続的な教育が行われる必要があります。すなわち、人材育成は、経営計画の達成のための戦略としてとらえることが重要です。

- ① 現状の人材レベルを把握する
- ② 5年後の経営目標達成のために、自社に必要な社員像を明確にする
- ③ ①と②のギャップを埋めるために、どんな知識やスキルが必要かを考えて育成目標とする

会社の将来の目標を達成しようと思えば、目標が達成できる戦略を明確にして、これを推進して実行し、成果を出せる人材を育てることが必要です。人材確保の問題も然ることながら、採用した人材をいかに育成し、定着させるかを、もっと真剣に考える必要があります。

目次

- ・税務情報
- ・相続情報
- ・労務情報
- ・トピックス
- ・お仕事備忘録
- ・新入社員の一言

税理士法人 ミライオ

代表社員会長 林 和夫
代表社員所長 渡邊 研司

〒444-0879
愛知県岡崎市竜美中2丁目3番地14
☎ 0564-57-2559
FAX 0564-58-3811
✉ info@miraio-tax.com
営業時間 8:45 ~ 17:45 (土日祝休)



HP



facebook

□■□■お客様紹介□■□■

株式会社発知商店 リカーホットチ

〒444-0833 岡崎市柱曙1丁目3-5
TEL:0564-55-1255



HOTCHI_SYOUTENN_OKAZAKI



今年で創業102年となる街の酒屋「発知(ほっち)商店」です。県内では珍しい「角打ち(かくうち)」を併設しています。角打ちとは、気になる商品を手で飲んで試したり、会社帰りにちよっと1杯と立ち飲みを楽しんだりできる酒屋の事。飲食店様や個人宅への配送、御神酒の注文、企業様の内覧会や親睦会への商品配達(冷蔵対応可)ビールサーバーの貸し出しも承ります。取扱い生ビールは国内外で100種類以上です。

また、JR岡崎駅(改札前や東口の公園)で毎月イベントを開催しています。企業PRや飲食物の販売など業種は問いません。出店に興味がある方はお問い合わせください。

このコーナーへ写真を提供して下さる方を募集しています。お気軽にご相談ください。

[税務情報]

固定資産税～空家に注意～

土地や家屋にかかる「固定資産税」ですが、住宅のある土地は軽減措置が取られていることをご存じでしょうか。しかし、その家屋が空家になった時、軽減措置を受けられないかもしれません。

固定資産税は、1月1日現在において不動産（土地・家屋）を所有されている方が、納税義務者となります。つまり、前年の12月31日までに売却された不動産については、課税されません。新しくその不動産を取得された方が納税義務者となります。

余談ですが、不動産取引では、引渡日の前後でその固定資産税を売却された方と購入された方で按分して負担金額を精算することが行われます。特徴的な点は、固定資産税は1月1日をスタートとして、その年の税額が計算されているにもかかわらず、不動産取引における固定資産税の按分は、4月1日をスタートとして行われるのです（異なる地域もあるかもしれません）。

さて本題の住宅として使用していた家屋が空家となっている場合の土地の固定資産税についてです。

住宅として使用されている家屋の敷地（土地）は、固定資産税が軽減されます（200㎡まで6分の1、200㎡を超える部分は3分の1の納税額となる）。

特定空家等とは？

- ①倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態
- 上記の項目に当てはまると判断された場合、固定資産税の軽減を受けられなくなります。この基準の解釈が厳しくなるのではないかとされています。

ところが、空家となっていることによって、この軽減を受けられなくなる可能性があります。ただし、空家は全てというわけではなく、「特定空家等」に該当すると軽減を受けられなくなるようです。「基本指針」の内容が変わったこと等によって、この特定空家等の考え方が厳格化されると言われています。住宅用として使用されていた家屋が空家となっている方は、今一度空家の状態を把握しておきましょう。

住宅用地の特例率 ※家屋の床面積の10倍までの面積が上限

住宅用地特例区分		住宅用地の特例率	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅用地のうち、住宅1戸につき200㎡までの部分	1/6	1/3
一般住宅用地	住宅用地のうち、小規模住宅用地以外の部分	1/3	2/3



[相続情報]

ご自宅の土地の評価額を計算してみましょう！

ご自身の財産の中で大きな割合を占めるものとして土地があるのではないのでしょうか。

実際に相続が起こった際に、どれくらい相続税がかかるのか（かからないのか）といった事前対策として、その評価額を計算してみることをおすすめします。

土地の評価方法は、所有している土地の地域によって、路線価方式と倍率方式があります。

①路線価方式

路線価方式とは、「路線価」という道路に1㎡あたりの価額が定められている地域の評価方法のことをいい、主に市街化区域内における土地を評価する時に用います。

道路ごとに定められた相続税路線価に、土地の面積を掛け合わせて土地の相続税評価額を算出します。本来は、土地の形状等を加味した各種補正率を適用して、その土地に見合った単価を求めますが、まずは簡便的に【路線価×土地の面積】で評価額を計算してみましょう。

②倍率方式

倍率方式とは、路線価の定められていない地域における評価方法のことで、この評価方法は主に市街化調整区域内における土地を評価する際に用います。

地域ごとに、そして地目ごとに使用する倍率が定められているため、【土地の固定資産税評価額×倍率】で評価額を計算します。

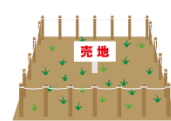
お住いの市町村から固定資産税課税明細書が届きましたら、土地の面積や固定資産税評価額が記載されていますので、国税庁ホームページ（「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」）で路線価や倍率を調べて、ご自宅の土地の評価にチャレンジしてみてください。

国税庁ホームページ <https://www.rosenka.nta.go.jp/>



令和 3年度 固定資産税・都市計画税 課税明細		課税標準		課税額		課税種別		課税区分	
課税標準	課税種別	課税標準	課税種別	課税額	課税種別	課税区分	課税標準	課税種別	課税区分
土地									

土地・建物の評価方法



土地

路線価方式

路線価 × 面積 × 補正率

倍率方式

固定資産税評価額 × 補正率



建物

固定資産税評価額 × 1.0

[労務情報]

4月から年金制度が一部改正

年金制度改正法等の施行により 2022 年 4 月から年金制度が一部が改正されています。

I. 繰下げ受給の上限年齢引上げ

66 歳から 70 歳までとなっている老齢年金の繰下げの年齢について、上限が 75 歳に引き上げられます。繰下げ受給をした場合の増額率は、一月あたり 0.7% から変更ありませんので、最大増額率は 84% となりました。（令和 4 年 3 月 31 日時点で、70 歳に達していない方（昭和 27 年 4 月 2 日以降生まれの方）または受給権を取得した日から 5 年経過していない方が対象。在職老齢年金制度により支給停止となっている部分については繰り下げ増額の対象となりません。）

II. 繰上げ受給の減額率の見直し

繰上げ受給（年金の受給開始を早める）をした場合の減額率が、一月あたり 0.5% から 0.4% に変更され、最大減額率は 24% となりました。（令和 4 年 3 月 31 日時点で、60 歳に達していない方（昭和 37 年 4 月 2 日以降生まれの方）が対象。）

III. 65 歳未満の在職老齢年金制度の見直し

在職中の老齢厚生年金受給者については、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えた時、年金の全部または一部について支給停止されます。

令和 4 年 4 月から、60 歳以上 65 歳未満の方の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準の見直しが行われ、65 歳以上の在職老齢年金と同じ基準（28 万円から 47 万円）に緩和されました。



IV. 加給年金の支給停止規定の見直し

加給年金の加算対象となる配偶者が被保険者期間が20年（中高年齢者等の特例に該当する方を含む）以上ある年齢、退職を支給事由とする年金の受給権を有する場合には、その支給の有無にかかわらず、加給年金が支給停止となることとなりました。令和4年3月にすでに加給年金の支給がある方については経過措置があります。

V. 在職定時改定制度の導入

在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について年金額が毎年1回定時に改定が行われます。基準日である毎年9月1日に厚生年金保険の被保険者である場合には、翌月10月分の年金から改定されます。

これにより、就労を継続したことの効果が、退職を待たずに早期に年金額に反映されることとなります。

VI. 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

令和4年4月以降、新たに年金制度に加入する方には、「基礎年金番号通知書」が発行されます。

※すでに年金手帳をお持ちの方には発行されませんので、年金手帳を保管しておくこととなります。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0228.html>



【トピックス】 打っ手は無限

アフターコロナ・ウィズコロナに向けた取り組み

コロナ禍は国内外の経済・社会に多大な影響をもたらし、たくさんの企業の経営状況が悪化しました。緊急事態宣言の発令、外出自粛、まん延防止対策措置…。できればもう耳にしたくない言葉です。

お客様からは「売上が下った」「コロナが収まるまで何ともならん」「コロナ融資でなんとかなる」現状をそのまま受け入れたり、なんとか凌げるという安堵の声であったり、様々な声が上がる中でも、長引くコロナ禍の中で経営体力を維持するため、少しずつアフターコロナ、ウィズコロナに向けて考えられる企業が増えてきたように感じます。そこで、今回は当社のお客様に「実践していただいた取り組み」の一例を掲載させていただきます。



それは「**固定費の見直し**」です。

例えば、広告宣伝費、新聞代、生命保険、駐車場代、電気代、保守契約…。

すべての固定費を洗い出し、断捨離を行いました。お付き合いや効果を検証せずに支払い続けている費用がどんどん出てきました。事業規模にもよりますが、それだけでも資金繰りが大幅に改善するはずでした。



【お仕事備忘録】

- 令和4年4月21日（木）
所得税確定申告 振替納税
※コロナの影響による延長申請、e-tax 接続障害による延長申請をした方は、5月31日（火）になります。
- 令和4年4月26日（火）
個人消費税 振替納税
- 3月分（4月納付分）より健康保険料が変更になります。
給与計算の際にご留意ください。
- 令和4年7月11日（月）
算定基礎届、労働保険料申告書（納付） 提出期限

【新入社員が入社しました！】

新入社員の一言

名前は「花華」と書いて「はるか」と読みます。明るい所が私の長所なので、場の空気を明るくして、常に感謝の気持ちと学ぶ姿勢を忘れず、業務に励んでまいります。日々勉強中の身ですが、何卒宜しくお願い致します。



税理士法人 ミライオ

公認会計士・税理士 林 和夫
公認会計士・税理士 渡邊 研司
税 理 士 小林 英之
社会保険労務士 鵜飼 靖暢
財務コンサルタント 高山 康介